

V 群馬県計量検定所のあゆみ

1 沿革

明治8年8月、太政官達第135号により度量衡取締条例、度量衡検査規則、度量衡種類表などが公布された。

明治24年2月、度量衡法が公布され、各都道府県に度量衡検定所が設置されることとなった。

群馬県計量検定所は度量衡条例制定とともに群馬県商工課の一係として、係員2名が度量衡事務を開始したことを母体とし、度量衡法公布から12年を経た明治36年12月に県庁構内に設置された群馬県度量衡検定所を前身としている。

その後、昭和26年6月、度量衡法に代わる計量法が公布され、昭和27年3月から施行されることになったのを契機として群馬県計量検定所と改称された。

昭和63年6月にはタクシメーター検査場隣接地（前橋市下大島町）に現庁舎を新築、タクシメーター検査施設は庁舎内に設置し、現在に至っている。

度量衡取締条例公布以降の沿革は、以下のとおりである。

- | | | |
|------|----------|---|
| 1875 | 明治8年8月 | 度量衡取締条例の公布に伴い、群馬県商工課内に係が設置される。(定員2名) |
| 1891 | 明治24年3月 | 度量衡法が公布される。 |
| 1893 | 明治26年1月 | 県庁内に常置検定所が設置される。 |
| 1903 | 明治36年12月 | 群馬県度量衡検定所が設置される。 |
| 1910 | 明治43年4月 | 県庁構内に独立庁舎が新設される。(木造) |
| 1928 | 昭和3年3月 | 衛生研究所との合同庁舎が新設される。(鉄筋コンクリート造) |
| 1951 | 昭和26年6月 | 計量法が公布される。 |
| 1952 | 昭和27年3月 | 群馬県計量検定所と改称される。(定員6名) |
| 1953 | 昭和28年4月 | 会計の廳となる。 |
| 1953 | 昭和28年12月 | 検定係・取締係の2係が設けられる。 |
| 1956 | 昭和31年9月 | 地方自治法の一部改正により県必置機関となる。 |
| 1957 | 昭和32年4月 | 計量検定所処務規程が定められ、企画課・検定課の2課体制に改められる。(定員9名) |
| 1957 | 昭和32年11月 | 群馬県行政組織規則の公布により出先機関となる。 |
| 1967 | 昭和42年6月 | 計量検定所長事務専決規程が定められる。 |
| 1968 | 昭和43年10月 | 群馬県事務委任規則及び群馬県事務専決規程が定められる。 |
| 1975 | 昭和50年4月 | 群馬県行政組織規則の一部改正により企画課・検定第一課・検定第二課の3課体制に改められる。(定員13名) |
| 1977 | 昭和52年4月 | 計量検定所嘱託員制度が設けられる。 |
| 1979 | 昭和54年3月 | 前橋市下大島町にタクシメーター検査場（定置式走行検査場）が設置される。 |

- 1988 昭和63年 6 月 タクシーメーター検査場隣接地に現庁舎新築、タクシーメーター検査施設は庁舎内に設置される。(鉄筋コンクリート造)
- 1992 平成 4 年 5 月 新計量法が公布される。
- 1993 平成 5 年11月 新計量法が施行される。
- 1999 平成11年 7 月 地方分権一括法公布に伴い計量法の一部が改正される。
- 1999 平成11年12月 群馬県計量検定所手数料条例が制定される。
- 2000 平成12年 3 月 群馬県計量検定所手数料条例施行規則が制定される。
- 2000 平成12年 4 月 検定検査業務が自治事務に移行される。
- 2003 平成15年 4 月 群馬県行政組織規則の一部改正により総務啓発グループ・検定検査グループの 2 グループ体制に改められる。(定員11名)
- 2003 平成15年 4 月 指定定期検査機関制度が導入される。
- 2003 平成15年 4 月 特定商品量目の立入検査等に関する事務を市に権限移譲する。
- 2005 平成17年 4 月 群馬県行政組織規則の一部改正により計量検定グループの 1 グループ体制に改められる。(定員 9 名)
- 2006 平成18年 4 月 特定商品量目の立入検査等に関する事務を新市 (みどり市) に権限移譲する。
- 2007 平成19年 4 月 伊勢崎市と太田市が特定市に移行する。
- 2008 平成20年 4 月 群馬県行政組織規則の一部改正により計量検定係の 1 係体制に改められる。(定員 8 名)
- 2011 平成23年 4 月 特定計量器販売事業届出制度に関する事務を全市町村に権限移譲する。

<現在の計量検定所>



2 歴代所長

年 度	氏 名		年 度	氏 名
昭和 28 年度	大 津 一	注 1)	昭和 62 年度	藤 田 孟 司
昭和 29 年度	大 津 一		昭和 63 年度	大 山 恒 雄
昭和 30 年度	大 津 一		平成 元 年度	萩 原 信 一
昭和 31 年度	大 津 一		平成 2 年度	萩 原 信 一
昭和 32 年度	大 津 一		平成 3 年度	萩 原 信 一
昭和 33 年度	大 津 一		平成 4 年度	萩 原 信 一
昭和 34 年度	大 津 一		平成 5 年度	松 岡 小 十 郎
昭和 35 年度	大 津 一		平成 6 年度	松 岡 小 十 郎
昭和 36 年度	大 津 一		平成 7 年度	清 水 寛
昭和 37 年度	大 津 一		平成 8 年度	清 水 寛
昭和 38 年度	三 木 健		平成 9 年度	長 谷 川 奉 彦
昭和 39 年度	三 木 健		平成 10 年度	長 谷 川 奉 彦
昭和 40 年度	三 木 健		平成 11 年度	長 谷 川 奉 彦
昭和 41 年度	三 木 健		平成 12 年度	青 木 正
昭和 42 年度	三 木 健	平成 13 年度	青 木 正	
昭和 43 年度	三 木 健	平成 14 年度	笹 尾 利 昭	
昭和 44 年度	三 木 健	平成 15 年度	笹 尾 利 昭	
昭和 45 年度	横 森 茂 樹	平成 16 年度	剣 持 文 彦	
昭和 46 年度	横 森 茂 樹	平成 17 年度	茂 木 雅 夫	
昭和 47 年度	横 森 茂 樹	平成 18 年度	茂 木 雅 夫	
昭和 48 年度	横 森 茂 樹	平成 19 年度	小 暮 進	
昭和 49 年度	横 森 茂 樹	平成 20 年度	中 澤 恒 恭	
昭和 50 年度	横 森 茂 樹	平成 21 年度	中 澤 恒 恭	
昭和 51 年度	乙 部 秀 夫	平成 22 年度	南 雲 正 和	
昭和 52 年度	乙 部 秀 夫	平成 23 年度	南 雲 正 和	
昭和 53 年度	乙 部 秀 夫	平成 24 年度	木 島 照 治	
昭和 54 年度	乙 部 秀 夫	平成 25 年度	大 嶋 亘	
昭和 55 年度	佐 藤 安 信	平成 26 年度	齋 藤 雄 二	
昭和 56 年度	佐 藤 安 信	平成 27 年度	齋 藤 雄 二	
昭和 57 年度	佐 藤 安 信	平成 28 年度	鈴 木 博 久	
昭和 58 年度	佐 藤 安 信	平成 29 年度	鈴 木 博 久	
昭和 59 年度	佐 藤 安 信	平成 30 年度	宮 下 智 夫	
昭和 60 年度	藤 田 孟 司	令和 元 年度	宮 下 智 夫	
昭和 61 年度	藤 田 孟 司	令和 2 年度	金 子 浩	

注 1) 大津所長の任期は昭和28年12月18日から。その以前は不詳。

注 2) 三木所長の任期は昭和44年8月13日まで。横森所長の任期は昭和44年8月14日から。

3 決算額と職員数の推移

年 度	決算額(千円)		職員数 (人)
	歳入	歳出	
昭和 37 年度	3,004	2,025	9
昭和 38 年度	3,148	2,612	9
昭和 39 年度	3,364	2,543	11
昭和 40 年度	3,837	2,927	11
昭和 41 年度	4,521	3,274	11
昭和 42 年度	8,512	3,488	12
昭和 43 年度	10,011	4,452	12
昭和 44 年度	・・・	・・・	12
昭和 45 年度	・・・	・・・	12
昭和 46 年度	10,575	4,853	13
昭和 47 年度	・・・	・・・	12
昭和 48 年度	16,799	5,547	12
昭和 49 年度	15,427	7,588	12
昭和 50 年度	20,070	8,648	13
昭和 51 年度	30,165	10,667	13
昭和 52 年度	31,220	14,704	15
昭和 53 年度	34,934	25,527	16
昭和 54 年度	39,376	19,802	16
昭和 55 年度	37,040	20,034	16
昭和 56 年度	31,438	20,742	16
昭和 57 年度	30,758	18,634	16
昭和 58 年度	28,798	18,380	16
昭和 59 年度	32,128	18,392	16
昭和 60 年度	・・・	・・・	16
昭和 61 年度	・・・	・・・	15
昭和 62 年度	36,353	118,102	15
昭和 63 年度	38,497	119,185	17
平成 元 年度	38,648	24,493	16
平成 2 年度	42,407	25,934	15

年 度	決算額(千円)		職員数 (人)
	歳入	歳出	
平成 3 年度	46,131	37,331	16
平成 4 年度	40,317	28,875	16
平成 5 年度	37,757	32,459	17
平成 6 年度	46,483	31,953	17
平成 7 年度	47,950	37,322	18
平成 8 年度	46,592	53,637	18
平成 9 年度	40,751	41,156	17
平成 10 年度	30,975	39,550	17
平成 11 年度	33,033	37,674	18
平成 12 年度	36,077	37,690	18
平成 13 年度	30,453	31,721	18
平成 14 年度	20,120	28,884	18
平成 15 年度	20,338	33,574	15
平成 16 年度	14,716	27,953	14
平成 17 年度	14,945	27,094	13
平成 18 年度	15,124	25,341	13
平成 19 年度	14,417	23,797	12
平成 20 年度	14,300	24,071	13
平成 21 年度	14,531	23,651	12
平成 22 年度	14,005	23,615	13
平成 23 年度	15,115	29,742	13
平成 24 年度	14,004	23,710	12
平成 25 年度	13,792	22,795	12
平成 26 年度	14,632	23,394	12
平成 27 年度	15,097	24,507	12
平成 28 年度	13,332	25,457	12
平成 29 年度	13,411	25,004	13
平成 30 年度	13,409	25,936	12
令和 元 年度	11,744	28,454	12

注)昭和36年度以前及び表中・・・は不詳。
注)職員数は非常勤嘱託職員も含めた人数。

4 今日の計量行政の課題

(1) 計量人材の計画的・継続的養成

計量制度は公正な経済活動を支える基盤であり、適正な計量の実施を確保することは県民の日常生活の安心を守るとともに、本県経済の発展のため極めて重要である。

今後も、少ない人数で多岐にわたる検定検査及び事業者への立入検査等を的確に実施していくには、知識やスキルの共有、蓄積に努め、所員の多能工化を図るとともに、最新の検定・検査技術及び知識を身に付けた人材を計画的・継続的に養成していくことが必要である。

(2) 環境の変化への対応

平成28年11月の計量行政審議会答申を受け、平成29年10月に自動はかり（ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかり）の特定計量器への追加等を内容とする計量法施行令及び計量法関係手数料令が改正された。

また、平成30年11月にパリで開催された国際度量衡総会において、国際単位系7基本単位のうち質量のキログラム、電流のアンペア、温度のケルビン、物質量のモルの定義改正が承認されたが、なかでも1キログラムの定義であった「国際キログラム原器」は約130年の役割を終え、物理定数「プランク定数」が新たな定義となった。

このように、近年、計量行政を取り巻く環境の変化は大きく、国や特定市、関係団体等との連携を一層推進することが重要となっている。

5 施設・設備の現状

(1) 施設の現状

県庁敷地内にあった計量検定所は、昭和3年に建築されたため老朽化が著しく、また、設備面においても近代化する必要があった。このため、昭和60年に前橋市下大島町にあったタクシーメーター検査場隣接地（906㎡）を買収し、用地を確保した。

新庁舎は昭和61年に設計委託、昭和62年11月から昭和63年6月までの工期で建設、昭和63年7月15日に移転完了し、現在に至っている。

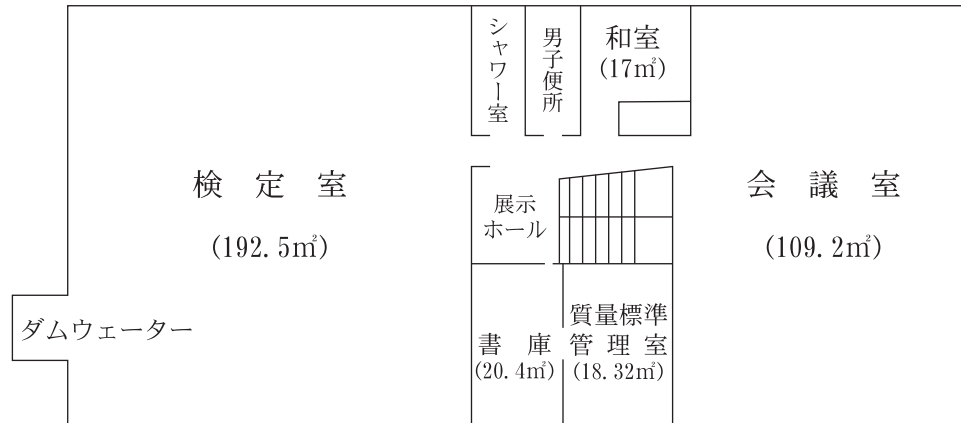
所在地	群馬県下大島町81-13	
土地面積	1,960.63㎡	
建物面積	979.93㎡（鉄筋コンクリート造2F 一部鉄筋平屋建）	
1F	556.51㎡	
2F	423.42㎡	

建物内配置と主な設備

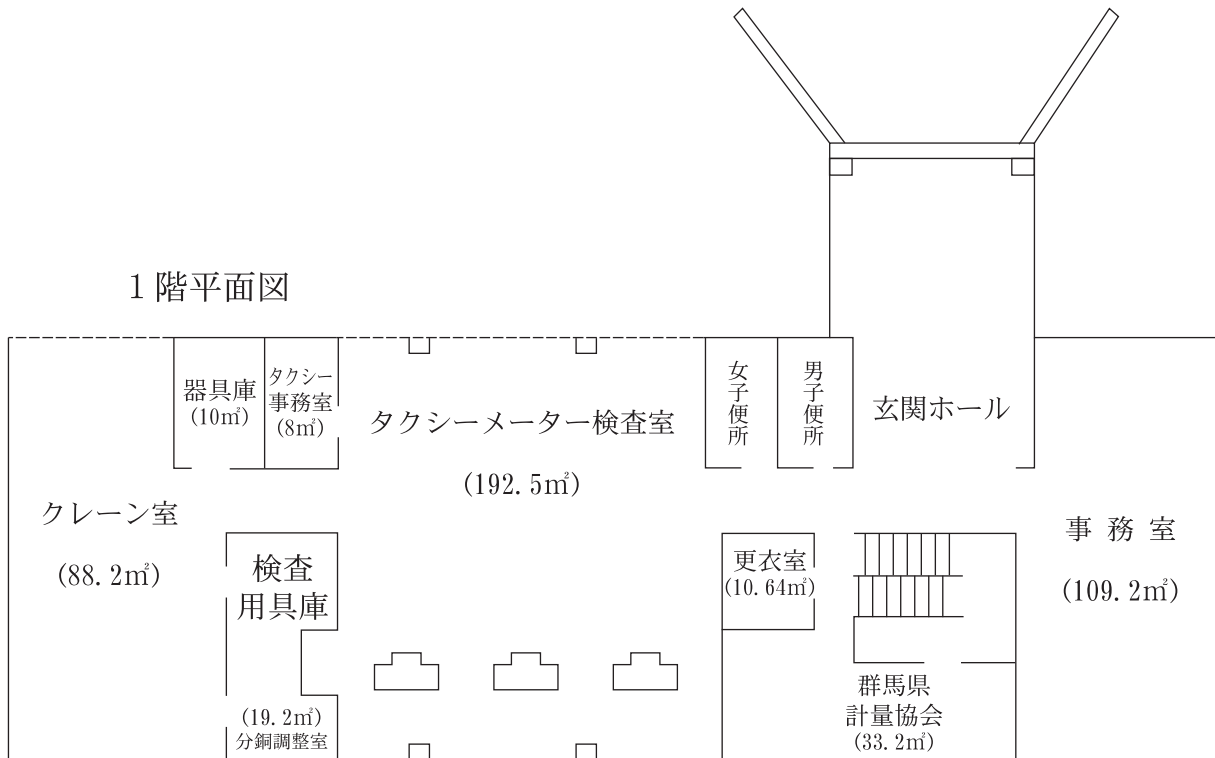
- ・事務室
- ・会議室
- ・タクシーメーター装置検査室
 - タクシーメーター装置検査基準器 3基
- ・クレーン室
 - 質量比較器 1.2t 1基
 - ホイストクレーン 2t（微速付） 1基
 - 大型分銅（1t・500kg） 55基
- ・検定室
 - 水道メーター検査設備 1基
 - ガスメーター検査設備 1基
- ・質量標準管理室（恒温恒湿室）
 - 特級基準分銅 13mg～20kg 1組
 - ほか基準分銅
 - 質量比較器
 - 1200kg（感量 1g）
 - 60kg（感量 10mg）
 - 5.1kg（感量 1mg）
 - 205g（感量 0.01mg）
 - 20g（感量 0.001mg）
 - 分銅運転補助装置（ウェイトハンドラー）
- ・展示ホール

群馬県計量検定所 平面図（各室配置図）

2階平面図



1階平面図



(2) 基準器及び検査設備

当所で保有している基準器及び検査設備は以下のとおりである。

① 基準器

種 類	型式又は能力	数
基準巻尺	全長 2 m、全長 5 m、各目量とも 1 mm	2
タクシメーター装置検査用基準器	主ローラー円周の長さ 1 m	3
特級基準分銅	表す質量 1 mg～20kg	51
一級基準分銅	表す質量 1 mg～20kg	47
基準ガラス製温度計	温度の範囲 - 2 ～52℃ 他	5
基準フラスコ	全量100mL～10 L	7
基準ビュレット	全量200mL	1
液体メーター用基準タンク	全量5. 1L～100 L	10
基準液柱型圧力計	圧力の範囲 0 ～400mmHg 他	3
基準重錘型圧力計	最大限界圧力 5 MPa 他	2
基準台手動はかり	ひょう量50kg 目量20 g	1
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	密度の範囲0. 500～0. 650 g/cm ³	2

② 検査設備

種 類	型式又は能力	数
定盤用台		2
天びん台	FBT-180	6
検定・検査台	PKD-180	10
打抜機	ニューコン工業 10-905	1
実用基準分銅(一～三級)	表す質量 1 kg～20kg	201
二級実用基準分銅	表す質量500kg～ 1 t	35
二級実用基準分銅(バケツ型)	表す質量 1 t	20
一～二級実用基準分銅(組分銅)	真鍮製増しおもり型 8 個入り他	26
組分銅収納木箱		9
枕型分銅用収納箱		2
定盤	JIS1級 780×500×140 2 台他	4
定期検査用架台	組立式	2
防振架台	(900、800、500)×700×800	4
木製ガラス風防ケース	800×700×300	1
質量比較器用防振架台・風防ケース		1
血圧計検査装置	20台掛け	1
ジャッキ	定格荷重1. 5 t	1
証印パンチ	L 230スプリング付	2
L P ガス密度測定用耐圧シリンダー	株横田計器製作所 製	1
圧力計	Bu1/2×φ 150×150kg/cm ² 他	2
エアーコンプレッサー	SB517236、DCS104A、TFPC07B-10	3
フルタイム 4WD用フリーローラー	片輪耐荷重750kg	2
電気式質量比較器	ひょう量22g～1, 100kg、目量 1 μg～0. 5g	5
電気式質量比較器 P C システム	デスクトップ P C 1 台、ノート P C 1 台	2
ホイストクレーン	定格荷重2. 0 t	1

6 所管業務

(1) 計量検定所の所管業務

群馬県計量検定所は次に掲げる業務を行っている。所管区域は群馬県一円であるが、計量法上の特定市（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市）内の検査業務は権限を有する各市が担当する。

- ①計量器の検定及び検査に関すること
- ②計量証明事業の登録に関すること
- ③計量思想の普及啓発、計量改善指導及び計量事業の振興に関すること
- ④その他計量に関すること



【燃料油メーター検定の様子】



【タクシーメーター装置検査の様子】

(2) 計量関係事業の登録及び届出

適正な計量の実施を確保するために、計量関係事業は登録及び届出制度となっており、事業の区分ごとに特定計量器の製造事業は経済産業大臣、修理事業は知事への届出が必要である。

また、計量証明事業を行う事業者は知事への登録が必要であり、代検査業務を行う計量士については業務の区分ごとに知事へ業務届を提出する。

なお、県下の登録及び届出の状況は次のとおりである。

(令和2年3月31日現在)

登録(届出)種別		区分	30年度末の登録(届出)件数	31年・元年度登録(届出)処理件数		累計
				新規	廃止	
計 量 事 業 証 明 者 ※	質 量		91	0	1	90
	環 境	濃 度	31	0	0	31
		特定濃度	2	0	0	2
		音圧レベル	8	1	0	9
		振動加速度レベル	8	1	0	9
		計	49	2	0	51
製 造 事 業 者		16(6)	0	1	15(6)	
修 理 事 業 者		31	0	0	31	
代 計 検 量 査 士	定 期 検 査	68	0	0	68	
	計 量 証 明 検 査	42	0	0	42	
計		297(6)	2	2	297(6)	

(注)※は登録制度を示す。

製造事業者欄の()内は県内に従たる事業所を置く者で内数。

(3) 適正計量管理事業所の指定

経済の発展と産業技術の高度化に伴い、計量の重要性は著しく高まり、計量器を使用している事業所では国際的な規格の認証取得を含め自主的計量管理を進めている。

計量法では、これらの事業所が使用計量器の検査設備及び計量士による検査体制の確立、計量管理規程の制定等の要件を整え、適正計量管理事業所の指定申請をすることにより、県知事の指定を受けることができる。

これによって特定計量器の定期検査の免除や、法で定められた簡易修理を行うことができるとともに、品質管理及び生産管理等の合理化・標準化を図り、対外的には計量の正確性や品質の安定性等の面での信用を高めることができる。

特定市町村の区域内に所在する事業所については、特定市町村長を経由して申請することになっている。



適正計量管理事業所の標識

県内の適正計量管理事業所は次表のとおりである。

(令和2年8月31日現在)

業 種	事業者数	指 定 事 業 者 名 及 び 事 業 所 数
複合サービス業	1	日本郵便株式会社 341
製造業(食 品)	2	日清フーズ株式会社館林工場 1 クラシエフーズ株式会社新町工場 1
(化 学)	1	信越化学工業株式会社磯部工場 1
(建 材)	1	パナソニック内装建材株式会社 1
(電気機器)	1	パナソニックライフソリューションズ朝日株式会社 1
(非鉄金属)	1	東洋アルミニウム株式会社箔事業本部 加工品ビジネスユニット群馬加工工場 1
流通業(食品)	1	生活協同組合コープぐんま 7
百貨店業	1	株式会社高崎高島屋 1
鉄道運輸業	1	日本通運株式会社 2
計	10	357

(4)指定製造事業者

一定の品質管理体制を整備した届出製造事業者が、製造した特定計量器の自主検査を行い、基準適合証印を表示することにより、検定証印に代える制度である。

指定は経済産業大臣が行い、指定のための検査及び指定後の立入検査は知事が行う。

平成31年・令和元年度基準適合証印表示数

区 分	事 業 者 数	表 示 数
血 圧 計 第 1 類	2	48,913
計	2	48,913

(5) 特定計量器の検定

正確な特定計量器を供給するため、取引又は証明を目的として使用する特定計量器について検定を行っている。

近年の検定の実績は以下のとおりである。

計量器の種類		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格
長さ計	タクシーメーター(装置検査)	2,380	17	2,356	7	2,331	4	2,371	5
	小計	2,380	17	2,356	7	2,331	4	2,371	5
質量計	非自動はかり	64,916	269	45,139	82	93	0	70	0
	分銅・おもり	172	0	18	0	60	0	10	0
	小計	65,088	269	45,157	82	153	0	80	0
体積計	水道メーター	27,742	81	17,868	58	18	0	0	0
	燃料油メーター	2,659	11	2,225	25	2,565	23	1,961	19
	液化石油ガスメーター	16	0	13	0	9	2	15	0
	量器用尺付タンク	1,746	0	1,976	0	1,517	0	2,300	0
	小計	32,163	92	22,082	83	4,109	25	4,276	19
圧力計	アネロイド型圧力計	39	0	39	0	38	0	30	0
	アネロイド型血圧計(アナログ)	20,610	0	15,950	3	16,940	0	15,100	0
	アネロイド型血圧計(デジタル)	4	4	65	0	1,994	2	190	10
	小計	20,653	4	16,054	3	18,972	2	15,320	10
合計		120,284	382	85,649	175	25,565	31	22,047	34

計量器の種類		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格
長さ計	タクシーメーター(装置検査)	2,343	16	2,345	10	2,137	12	2,616	0
	小計	2,343	16	2,345	10	2,137	12	2,616	0
質量計	非自動はかり	64	0	105	0	91	0	63	0
	分銅・おもり	20	0	0	0	0	0	0	0
	小計	84	0	105	0	91	0	63	0
体積計	水道メーター	3	0	226	0	0	0	0	0
	燃料油メーター	1,325	14	388	3	762	1	1,699	0
	液化石油ガスメーター	16	0	13	0	9	0	11	0
	量器用尺付タンク	1,140	0	1,603	2	1,800	11	1,217	0
	小計	2,484	14	2,230	5	2,571	12	2,927	0
圧力計	アネロイド型圧力計	19	0	17	0	13	0	14	0
	アネロイド型血圧計(アナログ)	15,523	6	14,826	5	9,860	10	10,490	0
	アネロイド型血圧計(デジタル)	5	0	9	0	0	0	12	0
	小計	15,547	6	14,852	5	9,873	10	10,516	0
合計		20,458	36	19,532	20	14,672	34	16,122	0

計量器の種類		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格
長さ計	タクシーメーター(装置検査)	2,046	0	2,023	9	1,850	6	1,781	5
	小 計	2,046	0	2,023	9	1,850	6	1,781	5
質量計	非自動はかり	104	0	94	0	100	0	103	0
	分銅・おもり	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	104	0	94	0	100	0	103	0
体積計	水道メーター	360	0	0	0	0	0	0	0
	燃料油メーター	1,569	0	2,118	17	1,641	14	1,336	17
	液化石油ガスメーター	20	0	11	0	8	0	9	0
	量器用尺付タンク	796	0	647	0	862	0	1,350	0
	小 計	2,745	0	2,776	17	2,511	14	2,695	17
圧力計	アネロイド型圧力計	14	0	19	0	20	0	20	0
	アネロイド型血圧計(アナログ)	8,812	0	9,958	8	11,105	5	8,352	2
	アネロイド型血圧計(デジタル)	3,697	0	2,472	1	245	0	13,981	10
	小 計	12,523	0	12,449	9	11,370	5	22,353	12
合 計		17,418	0	17,342	35	15,831	25	26,932	34

計量器の種類		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格
長さ計	タクシーメーター(装置検査)	1,785	6	1,761	9	1,747	8	1,682	7
	小 計	1,785	6	1,761	9	1,747	8	1,682	7
質量計	非自動はかり	107	0	122	3	96	0	92	0
	分銅・おもり	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	107	0	122	3	96	0	92	0
体積計	燃料油メーター	788	13	1,122	14	1,571	8	1,621	0
	液化石油ガスメーター	21	0	10	0	6	0	10	0
	量器用尺付タンク	1,455	1	1,225	0	1,147	1	955	0
	小 計	2,264	14	2,357	14	2,724	9	2,586	0
圧力計	アネロイド型圧力計	20	0	21	0	21	0	19	0
	アネロイド型血圧計(アナログ)	5,801	1	8,551	1	9,603	43	8,401	0
	アネロイド型血圧計(デジタル)	4,501	3	5,241	2	5,321	0	4,860	0
	小 計	10,322	4	13,813	3	14,945	43	13,280	0
合 計		14,478	24	18,053	29	19,512	60	17,640	7

計量器の種類		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格
長さ計	タクシメーター(装置検査)	1,658		1,644		1,611	7	1,590	4
	小計	1,658	0	1,644	0	1,611	7	1,590	4
質量計	非自動はかり	90		80		74	0	73	0
	分銅・おもり	0		0		0	0	0	0
	小計	90	0	80	0	74	0	73	0
体積計	燃料油メーター	1,218		1,275		1,094	10	956	16
	液化石油ガスメーター	18		8		8	0	10	1
	量器用尺付タンク	1,006		1,099		1,178	0	1,265	0
	小計	2,242	0	2,382	0	2,280	10	2,231	17
圧力計	アネロイド型圧力計	17		14		5	0	6	0
	アネロイド型血圧計(アナログ)	9,900		6,703		10,251	1	7,202	1
	アネロイド型血圧計(デジタル)	5,000		5,223		4,749	0	2,236	1
	小計	14,917	0	11,940	0	15,005	1	9,444	2
合計		18,907	0	16,046	0	18,970	18	13,338	23

<さまざまな特定計量器①>



【タクシメーター】



【水道メーター】



【血圧計】

<さまざまな特定計量器②>



【量器用尺付きタンク】

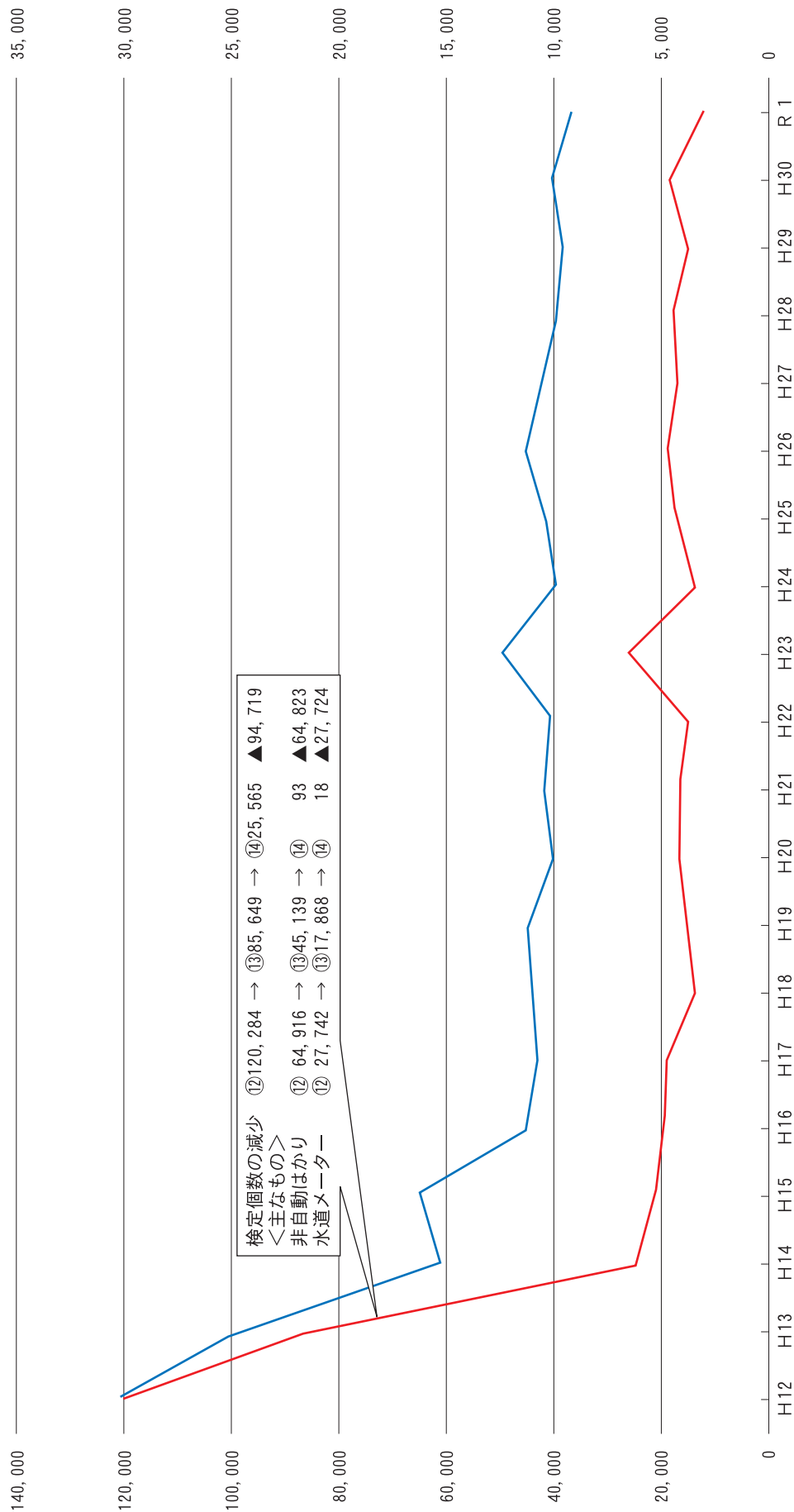


【燃料油メーター】



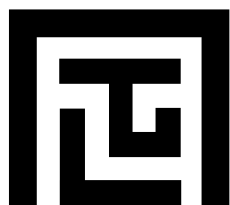
【質量計(トラックスケール)】

特定計量器の検定個数と手数料収入の推移（平成12年度～令和元年度）

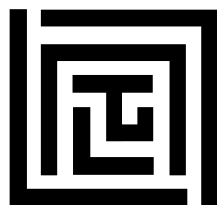


合格した特定計量器には、検定証印等（検定証印又は※基準適合証印）又は装置検査証印（タクシメーターに限る。）が付される。その形状は次のとおりである。

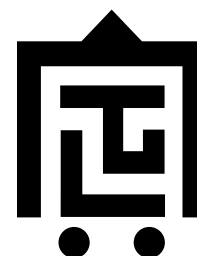
検定証印



基準適合証印



装置検査証印



※基準適合証印とは、届出製造事業者で製造する計量器の品質管理方法が適正であると認められ、経済産業大臣から指定製造事業者の指定を受けた場合に付することができる証印である。

また、有効期間が定められた特定計量器は次のとおりで、検定証印等に有効期限の年月を付すほか、有効期限の表示シールを貼るものもある。

特定計量器	有効期間	特定計量器		有効期間
タクシメーター	1年	燃料油メーター	自動車等給油メーター	7年
水道メーター	8年		その他のメーター	5年
ガスメーター	10年	液化石油ガスメーター		4年

タクシメーター用
合格シール



自動車等給油メーター用
合格シール



取引・証明以外用
シール



(6) 基準器検査

基準器とは計量の標準となる計量器で、当所が行う検定や検査で用いられるほか、計量器の性能等を確認するために特定計量器の届出製造事業者や届出修理事業者等において使用されている。

これら基準器の検査は、適正な計量の標準を維持するために高い精度が要求され、また必要に応じ経済産業大臣（国立研究開発法人産業技術総合研究所）、都道府県知事（計量検定所等）、日本電気計器検定所等が実施している。

近年における基準器検査の実績は以下のとおりである。

基準器の種類	平成12年度			平成13年度			平成14年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシーメーター 装置検査用基準器	1	0	0	1	1	0	5	2	0
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	57	0	0	100	0	0	0	0	0
二級基準分銅	54	0	0	83	0	0	56	0	0
三級基準分銅	166	0	0	232	0	0	243	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	9	2	0	7	4	0	10	4	0
合 計	287	2	0	423	5	0	314	6	0

基準器の種類	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシーメーター 装置検査用基準器	1	0	0	1	1	0	2	1	0
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	178	0	1	126	0	2	56	0	0
二級基準分銅	99	0	0	119	0	0	88	0	1
三級基準分銅	246	0	0	184	0	0	165	0	1
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	8	1	0	1	0	0	6	0	0
合 計	532	1	1	431	1	2	317	1	2

基準器の種類	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシメーター 装置検査用基準器	2	0	0	2	1	0	1	1	0
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	97	47	0	0	0	0	121	0	0
二級基準分銅	111	0	1	92	0	0	194	0	0
三級基準分銅	63	0	1	32	0	0	153	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	12	2	0	14	4	0	8	0	1
合 計	285	49	2	140	5	0	477	1	1

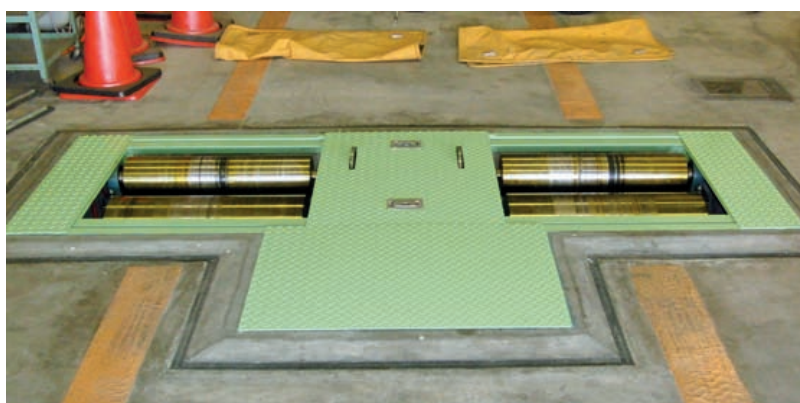
基準器の種類	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシメーター 装置検査用基準器	4	3	0	1	0	0	1	0	0
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	124	0	0	84	0	0	75	0	0
二級基準分銅	61	0	0	197	0	0	102	0	0
三級基準分銅	77	0	0	83	0	0	48	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	2	0	0	9	1	0	7	2	0
合 計	268	3	0	374	1	0	233	2	0

基準器の種類	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシメーター 装置検査用基準器	1	1	0	2	2	0	2	0	0
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	0	0	0	173	0	0	101	0	0
二級基準分銅	95	0	0	56	0	0	115	0	0
三級基準分銅	56	0	0	94	0	0	49	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	10	2	0	9	1	0	2	0	0
合 計	162	3	0	334	3	0	269	0	0

基準器の種類	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシーメーター 装置検査用基準器	1	0	0	1	1	0	2	2	0
基準台手動はかり	0	0	0	1	1	0	0	0	0
一級基準分銅	79	0	0	99	70	0	0	0	0
二級基準分銅	152	0	0	54	0	0	98	0	0
三級基準分銅	54	0	0	29	0	0	41	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	10	1	0	7	0	0	9	1	0
合 計	296	1	0	191	72	0	150	3	0

基準器の種類	平成30年度			令和元年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシーメーター 装置検査用基準器	2	0	0	1	0	0
基準台手動はかり	0	0	0	1	1	0
一級基準分銅	181	0	5	26	0	1
二級基準分銅	144	0	0	92	0	2
三級基準分銅	159	0	1	29	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	14	5	0	2	0	0
合 計	500	5	6	151	1	3

<さまざまな基準器>



【タクシーメーター基準器】



【基準分銅】

(7) 実用基準分銅の校正

特定計量器検定検査規則に基づき基準分銅と同等以上の精度に調整され、一定の構造条件を満たした分銅を実用基準分銅という。

実用基準分銅は、質量計などの検定や検査で用いられるほか、質量計などの性能等を確認するために質量計の製造事業者や修理事業者等でも使用されている。

当所では実用基準分銅等の管理方法を「群馬県質量標準管理マニュアル」として定め、所内の実用基準分銅等について検査や調整を年2回実施し、基準分銅と同様に実用基準分銅を検定検査業務に使用している。

なお、「群馬県質量標準管理マニュアル」は、平成10年12月1日付けで工業技術院計量研究所（現在の国立研究開発法人産業技術総合研究所）から承認を受けている。

近年における実用基準分銅の校正実績は以下のとおりである。

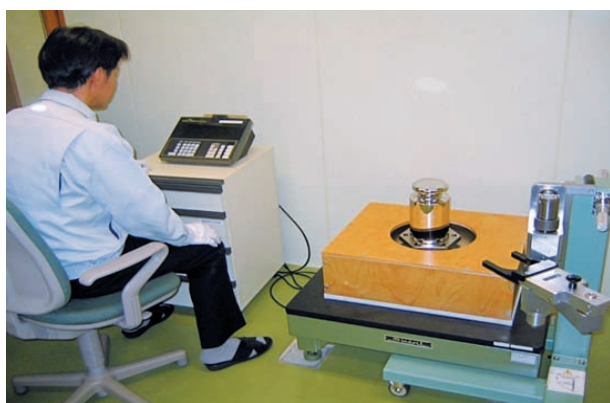
実用基準分銅の種類	表す質量等	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
		校正個数	校正個数	校正個数	校正個数	校正個数
一級基準分銅	20kg	116	116	116	116	116
	10kg	4	4	4	4	4
	5 kg以下	14	14	14	14	14
	箱入組分銅	216	216	216	216	216
二級基準分銅	1 t	80	90	90	90	90
	500kg	20	20	20	20	20
	20kg	350	350	350	350	350
	10kg	14	14	14	14	14
	5 kg以下	160	160	160	160	160
	箱入組分銅	630	630	630	630	630
合 計		1,604	1,614	1,614	1,614	1,614

実用基準分銅の種類	表す質量等	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		校正個数	校正個数	校正個数	校正個数	校正個数
一級基準分銅	20kg	116	116	116	116	116
	10kg	4	4	4	4	4
	5 kg以下	14	14	14	14	14
	箱入組分銅	216	216	216	216	216
二級基準分銅	1 t	90	90	90	90	90
	500kg	20	20	20	20	20
	20kg	350	48	48	48	50
	10kg	14	46	46	46	48
	5 kg以下	160	164	164	164	170
	箱入組分銅	630	622	622	622	620
合 計		1,614	1,340	1,340	1,340	1,348

実用基準分銅の種類	表す質量等	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		校正個数	校正個数	校正個数	校正個数	校正個数
一級基準分銅	20kg	116	116	116	116	116
	10kg	4	4	4	4	4
	5 kg以下	14	14	14	14	14
	箱入組分銅	216	216	216	216	216
二級基準分銅	1 t	90	90	90	90	90
	500kg	20	20	20	20	20
	20kg	50	50	50	50	50
	10kg	48	48	48	48	48
	5 kg以下	166	170	170	170	170
	箱入組分銅	620	620	620	620	620
合 計		1,344	1,348	1,348	1,348	1,348

実用基準分銅の種類	表す質量等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		校正個数	校正個数	校正個数	校正個数	校正個数
一級基準分銅	20kg	116	116	116	116	116
	10kg	4	4	4	4	4
	5 kg以下	14	14	14	14	14
	箱入組分銅	216	216	216	216	216
二級基準分銅	1 t	90	90	90	90	90
	500kg	20	20	20	20	20
	20kg	50	50	50	50	50
	10kg	48	48	48	48	48
	5 kg以下	170	170	170	170	170
	箱入組分銅	620	620	620	620	620
合 計		1,348	1,348	1,348	1,348	1,348

<実用基準分銅校正の様子>



(8) 特定計量器の定期検査

取引及び証明に使用される「はかり」は、2年に1回、定期的に知事の検査を受けることが義務付けられている。(本県では、西暦奇数年度に3市4郡、西暦偶数年度に5市3郡)

本県では、平成15年度から民間能力の活用を図るため、計量法に基づく指定定期検査機関制度を導入し、(一社)群馬県計量協会を指定定期検査機関に指定して定期検査を委託している。

この定期検査は一般的に日時、場所を指定した集合検査方式であるが、一部の事業所については、所在場所検査方式で実施する場合があります、近年は次表のとおり実施している。

また、大型はかり、電気式はかりの一部は定期検査に代わる検査として計量士により実施される。

定期検査済証印

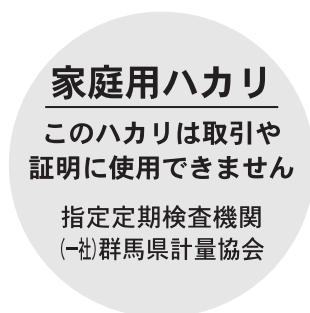
検査合格シールの例



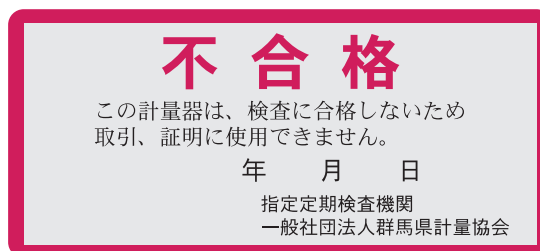
定期検査免除シール



家庭用計量器シール



不合格シール



定期検査実績

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
指定 場所 検査	検査個数	6,596	6,942	5,787	6,502	5,939
	不合格数	38	50	54	24	20
	検査手数料※	1,364	1,472	1,225	1,568	1,589
所在 場所 検査	検査個数	0	0	0	3	82
	不合格数	0	0	0	0	2
	検査手数料	0	0	0	3	117
使用 場所 検査	検査個数	0	1	0	0	0
	不合格数	0	0	0	0	0
	検査手数料	0	1	0	0	0
追加 検査	検査個数	166	195	311	109	93
	不合格数	0	8	2	0	0
	検査手数料	35	62	84	42	41
合格	検査個数	6,762	7,138	6,098	6,614	6,114
	不合格数	38	58	56	24	22
	検査手数料	1,399	1,535	1,309	1,613	1,747
計量士 による 検査	検査個数	5,119	5,838	5,985	5,885	6,396
	不合格数	12	9	8	7	9

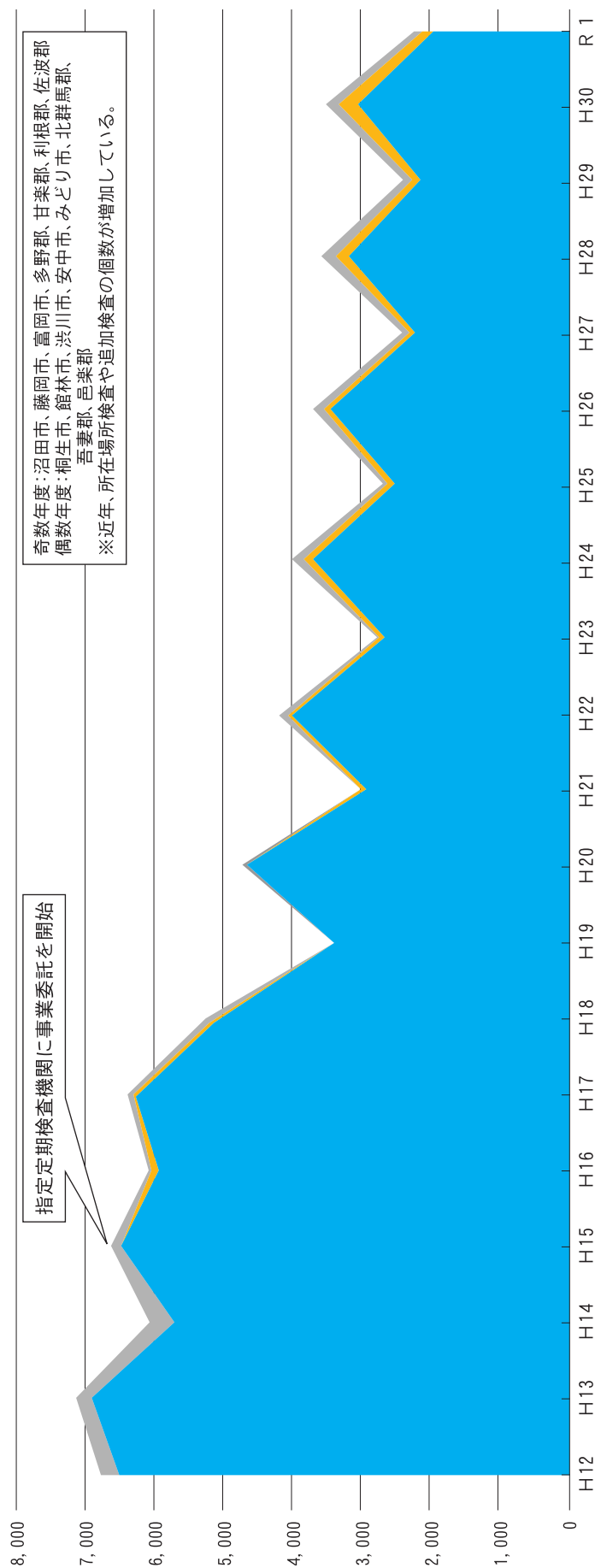
※千円単位で表記

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
指定 場所 検査	検査個数	6,269	5,208	3,541	4,776	3,127
	不合格数	32	19	14	25	7
	検査手数料※	1,758	1,596	1,063	1,636	1,035
所在 場所 検査	検査個数	61	27	4	4	37
	不合格数	0	1	0	1	0
	検査手数料	37	50	5	4	27
追加 検査	検査個数	56	69	29	35	21
	不合格数	0	0	0	0	0
	検査手数料	24	36	25	11	17
合格	検査個数	6,386	5,304	3,574	4,815	3,185
	不合格数	32	20	14	26	7
	検査手数料	1,819	1,682	1,093	1,651	1,079
計量士 による 検査	検査個数	6,401	6,289	3,156	5,828	2,842
	不合格数	15	7	2	3	0

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定 場所 検査	検査個数	4,114	2,833	3,791	2,680	3,537
	不合格数	22	24	50	21	36
	検査手数料※	1,468	993	1,387	964	1,387
所在 場所 検査	検査個数	38	45	97	66	80
	不合格数	0	0	0	0	0
	検査手数料	12	25	71	50	67
追加 検査	検査個数	142	67	225	107	198
	不合格数	0	0	0	0	0
	検査手数料	77	34	93	55	86
合格	検査個数	4,294	2,945	4,113	2,853	3,815
	不合格数	22	24	50	21	36
	検査手数料	1,557	1,052	1,551	1,069	1,540
計量士 による 検査	検査個数	5,075	2,848	5,393	2,727	5,027
	不合格数	10	—	—	—	—

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定 場所 検査	検査個数	2,415	3,375	2,374	3,218	2,137
	不合格数	20	29	18	32	13
	検査手数料※	953	1,409	962	1,436	901
所在 場所 検査	検査個数	71	132	93	261	144
	不合格数	1	0	3	1	2
	検査手数料	78	125	109	150	171
追加 検査	検査個数	98	204	106	177	137
	不合格数	0	0	0	2	2
	検査手数料	42	91	53	96	71
合格	検査個数	2,584	3,711	2,573	3,656	2,418
	不合格数	21	29	21	35	17
	検査手数料	1,073	1,625	1,124	1,682	1,143
計量士 による 検査	検査個数	2,570	5,277	2,468	4,997	2,446
	不合格数	—	—	—	—	—

特定計量器定期検査個数の推移（平成12年度～令和元年度）



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
指定場所検査	6,596	6,942	5,787	6,502	5,939	6,269	5,208	3,541	4,776	3,127	4,114	2,833	3,791	2,680	3,537	2,415	3,375	2,374	3,218	2,137
所在場所検査	0	0	0	3	82	61	27	4	4	37	38	45	97	66	80	71	132	93	261	144
追加検査	166	195	311	109	93	56	69	29	35	21	142	67	225	107	198	98	204	106	177	137
検査個数合計	6,762	7,137	6,098	6,614	6,114	6,386	5,304	3,574	4,815	3,185	4,294	2,945	4,113	2,853	3,815	2,584	3,711	2,573	3,656	2,418

＜特定計量器定期検査の様子＞



【台手動はかりの定期検査】



【棒はかりの定期検査】

(9) 計量証明検査

計量証明事業者が計量証明に使用する計量器は、計量器の種類ごとに定められた周期で知事が実施する計量証明検査を受検することが義務付けられている。(一般計量証明事業における大型はかり等：2年に1度、環境計量証明事業における濃度計、騒音計、振動レベル計：3年に1度)

なお、計量証明検査には、知事が行う検査に代わって計量士が行う代検査制度がある。

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所 実施 検査	質量計	1	0	—	—	—	—
	大気濃度計	—	—	—	—	—	—
	ガラス電極式水素 イオン濃度指示計	22	0	—	—	—	—
	P H計	—	—	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	—	36	0
	振動レベル計	—	—	11	0	—	—
代検査	質量計	25	0	35	0	25	0

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所 実施 検査	質量計	—	—	—	—	—	—
	大気濃度計	11	0	10	0	14	0
	ガラス電極式水素 イオン濃度指示計	26	0	—	—	—	—
	P H計	—	—	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	—	36	0
	振動レベル計	—	—	25	0	—	—
代検査	質量計	34	0	17	0	31	0

		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所 実施 検査	質量計	—	—	—	—	—	—
	大気濃度計	16	1	12	0	16	0
	ガラス電極式水素 イオン濃度指示計	—	—	—	—	—	—
	P H計	27	0	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	—	26	0
	振動レベル計	—	—	13	0	—	—
代検査	質量計	31	0	39	0	34	0

		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所 実施 検査	質量計	—	—	—	—	—	—
	大気濃度計	14	3	10	2	4	0
	ガラス電極式水素 イオン濃度指示計	—	—	—	—	—	—
	P H計	39	0	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	—	—	—
	振動レベル計	—	—	30	1	33	0
代検査	質量計	44	0	37	0	47	0

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所 実施 検査	質量計	—	—	—	—	—	—
	大気濃度計	15	0	10	0	6	0
	ガラス電極式水素 イオン濃度指示計	—	—	—	—	—	—
	P H計	39	0	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	—	31	0
	振動レベル計	—	—	17	0	—	—
代検査	質量計	37	0	48	0	33	0

		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所 実 施 検 査	質量計	—	—	—	—	—	—
	大気濃度計	14	0	8	0	12	2
	ガラス電極式水素 イオン濃度指示計	36	0	—	—	—	—
	P H計	—	—	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	—	51	3
	振動レベル計	—	—	29	3	—	—
代検査	質量計	36	0	35	0	49	0

		平成30年度		令和元年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所 実 施 検 査	質量計	—	—	—	—
	大気濃度計	6	0	8	0
	ガラス電極式水素 イオン濃度指示計	32	0	—	—
	P H計	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	—
	振動レベル計	—	—	12	0
代検査	質量計	39	0	44	0

<計量証明検査の様子>



【大気濃度計の計量証明検査】



【振動計の計量証明検査】

(10) 依頼検査

一般企業における計量器管理、又は一般消費者からの依頼に伴う制度確認が必要な計量器について計量法令に準じて実施している。

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
計量器の依頼検査	36	0	9	0	0	0	3	0
基準分銅の適合検査	50	0	25	0	32	0	90	2

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
計量器の依頼検査	11	1	38	1	11	1	44	3
基準分銅の適合検査	64	0	26	0	3	0	11	3

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
計量器の依頼検査	7	0	3	0	26	0	8	0
基準分銅の適合検査	3	1	8	0	3	0	17	0

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
計量器の依頼検査	2	0	17	0	18	0	20	0
基準分銅の適合検査	17	0	0	0	12	0	20	0

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
計量器の依頼検査	17	0	20	0	19	1	33	2
基準分銅の適合検査	12	0	25	0	8	0	33	0

(11) 指導取締（立入検査）

① 特定計量器使用及び使用品量目の立入検査

適正な計量の実施を確保するため、特定計量器に関わる事業所、商品量目及び製造事業者等に対して立入検査を実施している。

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
特定計量器使用の立入検査	9,735	739	30,657	2,199	41,864	1,520	32,947	906
商品量目の立入検査	674	64	978	151	1,017	60	1,035	55

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
特定計量器使用の立入検査	87,922	4,806	195,962	684	161,467	4,312	244,106	424
商品量目の立入検査	917	24	1,167	111	1,278	132	1,132	98

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
特定計量器使用の立入検査	83,694	261	38,974	205	11,644	272	40,866	151
商品量目の立入検査	857	101	923	29	756	37	922	35

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
特定計量器使用の立入検査	807	33	37,392	352	19,364	9	33,625	13
商品量目の立入検査	308	13	814	24	850	32	1,030	72

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
特定計量器使用の立入検査	20,379	144	81,151	4,140	86,147	75		
商品量目の立入検査	360	28	420	18	397	16		

②特定計量器の届出製造事業者、指定製造事業者、届出修理事業者に対する立入検査

正確な特定計量器を供給するため、特定計量器届出製造事業者、指定製造事業者、届出修理事業者に対して立入検査を実施している。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
立入検査を実施した届出製造事業者数	—	—	—	—	—	1	1
立入検査を実施した指定製造事業者数	2	3	4	4	4	4	4
立入検査を実施した届出修理事業者	—	—	—	—	—	1	1

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
立入検査を実施した届出製造事業者数	0	1	2	2	2	0	0
立入検査を実施した指定製造事業者数	4	4	4	4	3	3	3
立入検査を実施した届出修理事業者	0	1	4	4	4	0	0

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
立入検査を実施した届出製造事業者数	0	0	0	1	1	1
立入検査を実施した指定製造事業者数	3	3	3	3	3	3
立入検査を実施した届出修理事業者	0	0	0	1	1	1

③計量証明事業者に対する立入検査

計量証明事業の適切な実施を確保するため、計量証明事業者に対し、登録内容の確認、事業規定の実施状況及び設備の管理状況等について立入検査を実施している。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
立入検査を実施した事業者数(質量)	—	2	0	2	1	2	0	0
立入検査を実施した事業者数(濃度)	—	3	3	2	2	2	2	0
立入検査を実施した事業者数(音圧レベル)	—	0	0	0	0	1	1	0
立入検査を実施した事業者数(振動加速度レベル)	—	0	0	0	0	1	1	0

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
立入検査を実施した事業者数(質量)	5	32	13	13	12	15	8	7
立入検査を実施した事業者数(濃度)	2	3	7	8	3	1	4	1
立入検査を実施した事業者数(特定濃度)	0	0	0	0	0	0	0	1
立入検査を実施した事業者数(音圧レベル)	1	0	1	2	0	1	0	1
立入検査を実施した事業者数(振動加速度レベル)	1	0	1	2	0	1	0	1

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
立入検査を実施した事業者数(質量)	11	22	22	23
立入検査を実施した事業者数(濃度)	2	2	7	11
立入検査を実施した事業者数(特定濃度)	0	1	0	0
立入検査を実施した事業者数(音圧レベル)	1	1	2	1
立入検査を実施した事業者数(振動加速度レベル)	1	1	2	1

(12) 計量制度普及啓発事業

① 計量制度普及啓発

計量制度の普及啓発のため次の事業を行っている。

- ・ 普及啓発資料の作成、配布
- ・ 夏休みはかり工作教室の開催

② 計量強調月間

11月1日が計量記念日であることから11月を計量強調月間と定め、広く県民に計量についての正しい知識と理解の普及に努めている。

- ・ 市町村広報誌への掲載依頼
- ・ 全国統一計量記念日ポスターの関係事業所配布
- ・ 計量強調月間標語ポスターの作成配布
- ・ 計量関係展示物の貸出し
- ・ 市町村主催の産業祭等への出展、計量思想啓発グッズの配布
- ・ 県生涯学習センターと共催でおもしろ科学教室「さおばかりを作ろう！」を開催

<普及啓発事業の様子>



【普及啓発イベント】



【夏休みはかりの工作教室】

③ 県民からの公募による普及啓発標語入選作品

平成28年度	安心を数字で確認 正しい計量 正しい計量 社会の基盤 今日暮らしに 世の中に
平成29年度	定期検査 受けて安心 正しい計量 消費者の 笑顔を守る 正しい計量
平成30年度	消費者に 信頼与える 確かな計量 安心の 暮らしを守る 信頼の計測器
令和元年度	計量器 みんなの公平 守ってる 信頼は ここから始まる 正しい計量
令和2年度	計量で 築く信頼 消費の基本 見た目は想像 計って現実 正しい数値



④ 「はかりの工作教室」 の開催状況

年度	開催日	開催場所	参加者数 (小学生等)
平成17年度	平成17年8月11日	群馬県計量検定所会議室	10
平成18年度	平成18年11月11日	群馬県計量検定所会議室	12
平成19年度	平成19年11月17日	群馬県計量検定所会議室	11
平成20年度	平成20年11月15日	群馬県計量検定所会議室	13
平成21年度	平成21年11月14日	群馬県計量検定所会議室	13
平成22年度	平成22年11月13日	群馬県計量検定所会議室	12
平成23年度	平成23年11月12日	群馬県計量検定所会議室	15
平成24年度	平成24年11月10日	群馬県計量検定所会議室	12
平成25年度	平成25年11月9日	群馬県計量検定所会議室	19
平成26年度	平成26年11月8日	群馬県計量検定所会議室	18
平成27年度	平成27年11月7日	群馬県計量検定所会議室	18
平成28年度	平成28年7月25日 ～平成28年8月3日	4市町村（館林市、安中市、榛東村、吉岡町） ※夏休みはかりの工作教室「さおばかりを作って重さをはかろう！」	38
	平成28年11月19日	群馬県計量検定所会議室 ※おもしろ科学教室「さおばかりを作ろう」	18
平成29年度	平成29年7月26日 ～平成29年8月5日	5市町村（沼田市、渋川市〔2か所〕、藤岡市、みどり市、明和町） ※夏休みはかりの工作教室「さおばかりを作って重さをはかろう！」	70
	平成29年11月5日	群馬県計量検定所会議室 ※おもしろ科学教室「さおばかりを作ろう」	23
平成30年度	平成30年7月26日 ～平成30年8月7日	4市町村（渋川市、藤岡市、嬬恋村、片品村） ※夏休みはかりの工作教室「さおばかりを作って重さをはかろう！」	33
	平成30年11月10日	群馬県計量検定所会議室 ※おもしろ科学教室「さおばかりを作ろう」	18
令和元年度	令和元年7月24日 ～令和元年8月6日	3市町村（藤岡市、みどり市、片品村） ※夏休みはかりの工作教室「さおばかりを作って重さをはかろう！」	23
	令和元年11月9日	群馬県計量検定所会議室 ※おもしろ科学教室「さおばかりを作ろう」	18
令和2年度	令和2年8月7日	1市町村（片品村） ※夏休みはかりの工作教室「さおばかりを作って重さをはかろう！」	9
	令和2年11月7日	群馬県計量検定所会議室 ※おもしろ科学教室「さおばかりを作ろう」	14

⑤市町村消費生活展等への出展状況

市町村が主催する消費生活展等に出展し、パネル展示や重さ当てゲーム、計量啓発物品（ティッシュ、パズル付き定規、クリアファイル、風船、リーフレット等）の配布を行っている。

年 度	実施市町村
平成27年度	3 市町（館林市、安中市、吉岡町）
平成28年度	6 市町（館林市、渋川市、安中市、吉岡町、玉村町、明和町）
平成29年度	6 市町村（館林市、安中市、榛東村、吉岡町、玉村町、明和町）
平成30年度	4 市町村（安中市、榛東村、吉岡町、明和町）
令和元年度	2 町村（榛東村、明和町）
令和2年度	1 市（渋川市）

<市町村消費生活展等への出展の様子>

